くみあいNEWS

第１５２４６号
2021年4月2日(金)
発行責任者
日本製鉄和歌山労働組合
組織教宣部
WAKAYAMA WORKERS' UNION

組合ＨＰ：http://nssmwu.jp/　　代表内線番号　和歌山地区(本部)(54)－3590
堺地区　652990／海南地区(54)－5555

2021年度第21回中央委員会報告

【日時】3月30日（火）17時15分～18時25分
【出欠】出席47人　委任51人　欠席0人
【議長】森山氏

Ⅰ.報告事項

1.上部団体会議報告
・第31回中央執行委員会
・第32回中央執行委員会
・第33回中央執行委員会
・中央労使協議報告

2.箇所労使協議報告
・2021年3月度生産計画について
・2020年度4／四期合理化案件について(その2)
・日本製鉄グループ中長期経営計画について（補足説明）
・臨時休業実施及び年休奨励日変更について
・2021年度「時間外及び休日労働に関する協定」について
・2021年度第1四半期生産計画について
・2021年4月度生産計画について
・2021年度1／四期要人員計画について
・鋼管部冷間製管工場への応援派遣について

Ⅱ.協議事項

1.組織改正に伴う各支部の取り扱いについて

Ⅲ.審議事項

1.「日本製鉄グループ中長期経営計画について」に対する和歌山労組としての当面の進め方に関する件
2.日本製鉄労連「第10回中央委員会」への対応に関する件
3.日本製鉄労連「総括討論集会」への対応に関する件
4.「第92回メーデー」への対応に関する件
5.組合規程の一部改正に関する件

Ⅳ.その他

1.4月度日程について

報告事項2件、異議なく承認
協議事項1件、異議なく承認
審議事項5件、満場一致で可決決定

中央委員会の議事内容（抜粋）を紹介します

臨時休業実施及び年休奨励日変更について

1.臨時休業の実施

・4月　9日（金）、4月30日（金）
・5月21日（金）、5月28日（金）
・6月11日（金）、6月18日（金）

※6月以降の臨時休業実施については、別途、話し合いの場を持つこととする

2.年休奨励日の変更について

臨時休業を上記の通り配置すると、既に設定している年休奨励日2日間（4月30日
6月11日）と重複するため、下記の通り年休奨励日を再配置する

・4月30日（金）　→　5月14日（金）
・6月11日（金）　→　6月21日（月）

2021 年度 1／四期要人員計画について

油井管・ラインパイプの減産による一部工場のシフトダウンの実施と、4 月 1 日の組織改正に伴うコークス工場化成課の設置により、下記の通り要員改訂を行うことが決定された。

1. 技能職要員改訂内容

所属	項目	要員増減	時期
コークス工場	コークス工場化成課設置	+36	2021/4/1
化成工場	コークス工場化成課設置	-36	2021/4/1
和歌山 中径製品工場	精整ラインＳ／Ｄ	-8	2021/4/1
海南 小径製品工場	精整ラインＳ／Ｕ	-16	2021/4/1

鋼管部海南冷間製管工場への応援派遣について

1. 応援期間

4 月 1 日（木）～ 2021 年 6 月 30 日（水）

4 月 1 日（木）～ 2021 年 9 月 30 日（木）

但し、生産・要員状況等により期間の変更及び人員の入れ替えがあり得るものとする。

2. 応援先・人数

鋼管部　海南冷間製管工場　　4 人

3. 応援元・人数

鋼管部　海南小径製品工場　　4 人

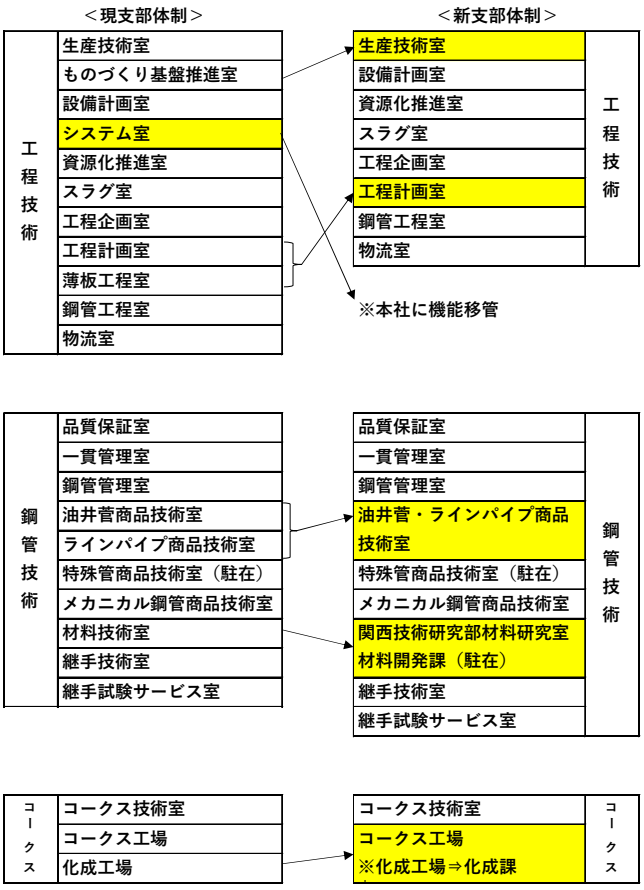
4. 従事業務（勤務形態）

オペレーター業務、パイプ精整　等（3 交替勤務）

組織改正に伴う各支部の取扱いについて

1. 支部の取扱いについて

組織改正に伴う各支部の取扱いについては、執務場所等を考慮しながら原則現状の支部体制を維持するものとし、下記の通り取扱うこととする。



2. 駐在の取扱いについて

和歌山地区駐在の扱いとなる組合員については、和歌山労組の組合員とする。

3. 組合員の範囲について

スタッフ部門の室組織内に課組織を編成することで、4 月 1 日より課長に昇進するスタッフ部門の組合員については、労働協約に基づき非組合員として取扱う。

「日本製鉄グループ中長期経営計画について」に対する和歌山労組としての当面の進め方に関する件

1. 現時点における職場の主な受け止めと当面の進め方

現時点において当該職場からは、当社が置かれた非常に厳しい経営状況と将来に向けた盤石な収益基盤の確立に向けた施策であることは理解するものの、昨年 2 月に「生産設備の構造対策」が発表されてから僅か 1 年足らずで、再び和歌山

地区の設備休止が発表されたことに対し、組合員からは会社の将来や、休止が決定した設備でモチベーションを維持しながら働くこと等への不安の声が数多く上がっている。

和歌山労組としては、去る 3 月 29 日に開催した支部長会議において職場の意見集約を行い、3 月 30 日開催の中央執行委員会において、日本製鉄労連に対し和歌山労組の意見提起を行ったところである。

本施策については、組合員はもとよりグループ・協力会社で働く仲間の雇用や地域社会への影響等、数多くの問題を抱えていることから、引続き日本製鉄労連と連携を図りながら、対応を進めていくこととする。

日本製鉄労連「第 10 回中央委員会」への対応に関する件

1. 日　　時

5 月 19 日（水）13 時 30 分～15 時 40 分

2. 場　　所

ホテルベルクラシック東京

3. 出 席 者

中出・平垣執行委員

久富・内匠屋支部長　計 4 人

中濱書記長（中央執行委員の立場で出席）

4. 議　　事

（1）報告事項

①一般経過報告

②特別報告

第 5 期組織機構・財政検討委員会　答申

（2）審議事項

第 1 号議案　第 6 期日本製鉄労働組合連合会役員の定数および中央選挙管理委員会の設置等（案）

第 2 号議案　第 12 回定期大会代議員の選出基準（案）

第 3 号議案　外部団体への派遣役員立候補者の確認について（案）

第 4 号議案　第 26 回参議院議員選挙立候補者の推薦等について（案）

第 5 号議案　育児・介護休業法施行規則等の改正に伴う労働協約別冊および関連諸協定の一部改訂について（案）

第 6 号議案　器具備品の処分について（案）

5. 臨む態度

上記議案に対し、原案賛成の立場で臨むこととするが、各議案に対する具体的な対応は、出席者に一任願う。

6. そ の 他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、ＷＥＢ開催への変更ならびに出席者が変更となる場合もあり

日本製鉄労連「総括討論集会」への対応に関する件

日本製鉄労連は今期の運動方針に基づき、更なる発展に向けた諸活動に取組んでおり、中長期経営計画など、さまざまな課題に対応してきたところである。

このような中、日本製鉄労連は、今期の活動を振り返りながら課題の共有化を図るとともに、より多くの組合員の声を今後の取組みにつなげるべく、総括討論集会を開催する

1. 日　　時

5 月 19 日（水）15：50～5 月 20 日（木）11：00

2. 場　　所

ホテルベルクラシック東京

3. 出　席　者

中出・平垣執行委員

久富・内匠屋支部長　計 4 人

中濱書記長（中央執行委員の立場で出席）

4. 全参加者数

52 名（各単組書記長、連合会役員除く）

5.そ　の　他

（1）対話テーマに対する各支部からの意見・要望を集約した結果をまとめ、和歌山労組の見解とする。尚、具体的な対応ついては、参加者に一任願う。

（2）総括討論集会の実施にあたり、支部の機関役員（中央委員・青女委員・支部委員）を対象に職場説明会を実施し、支部の意見・要望を集約する。

（3）新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、ＷＥＢ開催への変更ならびに出席者が変更となる場合もあり。

「第 92 回メーデー」への対応に関する件

1. 和歌山地区

（1）日　　時

4月25日（日）10時00分～11時00分

（2）場　　所

和歌山城「砂の丸広場」

（3）規　　模

300 人

（4）主　　催

連合和歌山（和歌山・海南海草地域協議会を含む）

（5）内　　容

①中央式典　　10：00～

②プラカードコンテスト　10：45～

（6）参加人数

基幹労連和歌山県本部より 30 名

和歌山労組からは執行部の対応とする。

2. 堺地区

（1）日　　時

5 月 1 日（土）9 時 30 分～11 時 30 分

（2）場　　所

フェニーチェ堺　大ホール

（3）規　　模

1，000 人

（4）主　　催

連合大阪堺地区協議会

（5）内　　容

式典・福引抽選会

（6）参加人数

基幹大阪堺地協より 160 名

和歌山労組からは堺地区より 20 名

組合規程の一部改正に関する件

4 月 1 日より人事処遇制度が改訂されることを踏まえ、組合費徴収規程の一部改正を行うこととする

1.組合費徴収規程

現行	改正（案）
（連合会費） 第６条　連合会費は、月例会費、一時金会費とする。 ② 月例会費は、基幹労連会費 510 円（定額）＋ＮＳＧＲ会費 100 円（定額）＋基幹労連共済会費 130 円＋基本賃金×0.142%（定率）とし 1 円未満は切り上げる。但し、基本賃金には一般者は役職手当込み、ＡＭは職責手当除きとする。 ③ 一時金会費は、一時金支給総額×0.464%（定率）とし 1 円未満は切り上げる。但し、一時金支給総額は、責任賞与、半期業績賞与、最低保障、見舞金、金一封、個人業績賞与を除いた額とする。 ④ 中立要員の月例会費は、第２項の定めに関わらず、連合会費 400 円＋基幹労連共済会費 130 円の固定額とする。 ⑤ 連合会費は、基幹労連、日本製鉄労連、ＮＳＧＲの会費徴収規定、および基幹労連の共済会費規定に定める額とし、改正になった場合もこれに準ずる。	（連合会費） 第６条　連合会費は、月例会費、一時金会費とする。 ② 月例会費は、基幹労連会費 510 円（定額）＋ＮＳＧＲ会費 100 円（定額）＋基幹労連共済会費 130 円＋基本賃金×0.142%（定率）とし 1 円未満は切り上げる。一般者の基本賃金は「本給、年齢加給、職能給、職務・役割給」とし、ＡＭは職責手当除きとする。※暫定給についても基本賃金に含む ③ 一時金会費は、一時金支給総額×0.464%（定率）とし 1 円未満は切り上げる。但し、一時金支給総額は、責任賞与、半期業績賞与、最低保障、見舞金、金一封、個人業績賞与を除いた額とする。 ④ 中立要員の月例会費は、第２項の定めに関わらず、連合会費 400 円＋基幹労連共済会費 130 円の固定額とする。 ⑤ 連合会費は、基幹労連、日本製鉄労連、ＮＳＧＲの会費徴収規定、および基幹労連の共済会費規定に定める額とし、改正になった場合もこれに準ずる。

2.規程改正の取り扱い

暫定給は人事処遇制度の改訂に伴う移行措置であることから、組合費徴収規程第 6 条の改正箇所「※暫定給についても基本賃金に含む。」については、移行措置完了後（2025 年 4 月）に規程より除くこととする。